

5 景観重要建造物及び景観重要樹木について（景観法第8条第2項第4号）

景観重要建造物についての指定方針

景観計画区域の良好な景観づくりの保全と形成に必要となる重要な建造物について、所有者の意思を確認した上で指定します。

必ずしも歴史性が重要視されるのではなく、地域の景観の特性を構成する上で重要なものを対象とします。

- ・道路その他の公共の場所から眺められる歴史的・文化的に価値が評価された建造物。
- ・道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を構成する上で特徴的な建造物。
- ・建造物及び樹木は、府及び市文化財保護条例による指定されているものと重複が可能

景観重要樹木についての指定方針

大木地区の景観を特色づける樹木の中から、景観計画区域の景観保全に必要となる樹木について、所有者の意志を確認した上で景観重要樹木として指定します。

巨樹巨木だけでなく、地域の景観を構成する上で重要な要素となるものを対象とします。

- ・道路その他の公共の場所から眺められる歴史的・文化的に評価された樹木。
- ・道路その他の公共の場所から眺められる地域の景観を構成する上で特徴的な樹木。
- ・建造物及び樹木は、府及び市文化財保護条例による指定されているものと重複が可能

6 公共施設による景観づくり

河川・道路等公共施設は、地域の景観を構成する上で重要な要素であり、こうした公共施設の維持管理や整備について、本計画を踏まえて進められるように理解と協力を求めます。管理者の同意が得られるものについては、景観重要公共施設の指定も行うこととします。

7 景観農業振興地域計画の策定に関する基本的な事項

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、景観法第55条第1項に基づき景観農業振興地域計画を策定しようとする場合には、景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう調整を図ることとします。

8 景観づくりの推進に向けて

景観等の地域の資源を活かした地域活性化の検討

自然・歴史のほか、さまざまな地域の資源を活用し、景観保全が地域の活性化へとつながるように検討を進めます。

日根荘時代以来の受け継がれた文化的景観は全国に誇るものであり、日根荘の里を構成する大木地区の景観を、広く市民の資産として次の世代へ継承できるよう取組みを進めます。

農業・林業・工業・観光等の地域の産業と連携して景観保全に取り組むとともに、積極的に情報を発信し、日根荘の里として一体的な付加価値付けを目指します。

大都市近郊の立地を活かし、身近な歴史と自然を体感できる場として、多くの人びとが訪れやすい環境整備に取り組めます。

ex. 地域の資源マップ・情報発信用ホームページの作成

住民・市民・事業者・行政等の協働

景観保全と地域づくりに関わる住民・市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で役割を果たし、連携・協力して取組みを進めていくことが必要となります。

祭礼行事など、これまでの地域の活動を活かした取組みを進めます。

学校等でおこなう地域学習等を通じて、景観保全の取組みを進めます。

審議会等の設置

地域の代表や行政、学識経験者等からなる審議会等を設置し、景観計画に基づく景観形成に関する審議をおこないます。

景観づくりにかかる支援制度・体制の検討

景観保全や地域の活性化の取組みに対して、地域内外の幅広い支援を受けることができるように運営体制の充実を図ります。

また地域の景観づくりを進める上で、国・府等の支援が不可欠であり、支援が得られるように積極的に働きかけます。